

消費者問題に対する取組みとして行政に望むこと等について

問 25 次の各項目について言葉や存在を知っていますか。該当する番号 1 つに○をご記入願います。

項	目	言葉も、内容も理解している	言葉は知っている、内容はある程度分かる	言葉は知っているが、内容は知らない	言葉も内容も知らない
ア	長野県消費生活条例	1	2	3	4
イ	県の消費生活センター（長野、松本、おかや、飯田、上田）	1	2	3	4
ウ	市町村の消費生活センター又は相談窓口	1	2	3	4
エ	消費者庁	1	2	3	4
オ	独立行政法人 国民生活センター	1	2	3	4
カ	クーリング・オフ	1	2	3	4
キ	ADR（裁判以外で解決を図る裁判外紛争解決手続）	1	2	3	4

問 26 消費者問題に対する取組みとして行政に望むことは何ですか。該当する項目 3 つまでに○をご記入願います。

- ① () 身近な場所で相談できる窓口を増やす（消費生活センター新設等）
- ② () 消費者の自立を促す消費者教育（講座などを含む）の機会を拡充する
- ③ () 消費者被害の実態や対処方法、相談窓口の連絡先など情報提供を充実する
- ④ () 商品・サービスに関する事故など、リコール情報の提供を充実する
- ⑤ () 消費者を取り巻く問題に取り組む市民団体等の活動を支援する
- ⑥ () 苦情相談、法令遵守や社会的責任に対する事業者の取組みを支援する
- ⑦ () 行政が事業者への指導・取締りを強化する
- ⑧ () 夜間や休日でも相談できるよう相談体制を充実する
- ⑨ () 住民の声を消費者行政に反映するため、提案や申し出の制度を充実する
- ⑩ () その他（具体的に： _____)

問 27 このほか、消費者問題に対して、ご意見等がございましたらご自由にお書きください。